

近畿中部防衛局管轄区域内で防衛省が発注する工事等からの排除措置の概要

- 1 防衛省が発注する工事等
から排除する業者名：明和建设興業株式会社
業者の住所：大阪市東淀川区大桐1丁目16番33号
- 2 防衛省が発注する工事等
からの排除措置年月日：平成22年10月28日
- 3 防衛省が発注する工事等
からの排除措置の範囲： 近畿中部防衛局管轄区域（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県及び福井県）
- 4 事 実 概 要 : 平成22年10月25日、大阪府警察本部から明和建设興業株式会社について、防衛省が発注する工事等からの排除要請があったため。
- 5 防衛省が発注する工事等
からの排除理由： 防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（防経施第6993号。20.6.5）の添付書類1（防衛省が発注する工事等から暴力団排除を推進するための措置要領）の1に該当するため。
- 6 その他 : 排除することとしている期間においては、当省が発注する工事等の入札への参加を認めない。

(参考)

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（防経施第6993号。20.6.5）の添付書類1（防衛省が発注する工事等から暴力団排除を推進するための措置要領）の1（抄）

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除を推進するため、（中略）都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった業者等、明らかに請負者等として不相当であると認められる業者については、当該状態が継続している間、（中略）防衛省が発注する工事等から排除するものとする。